

広島県告示第二百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によつて、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十一年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
グリーンクリニック 東広島市国民健康保険小田診療所	三次市十日市中二丁目三番三三 号 ガーデンハウス一〇一 地 東広島市河内町小田二二八二番	平成三十一年三月一日
医療法人社団慶縁会 廿日市あまき眼科	廿日市市下平良二丁目二番一号 ゆめタウン廿日市三階	平成三十一年三月一日